

## 徳島県規則第二十号

徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(徳島県立自然公園条例施行規則の一部改正)

**第一条** 徳島県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年徳島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(徳島県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

**第二条** 徳島県自然環境保全条例施行規則(昭和五十二年徳島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号ハの(ト)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

第十七条第一号ホ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号へ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第十号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十六条の十第三号及び第二十六条の十三第一号二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則の一部改正)

**第三条** 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項若しくは第二項」を「第六十六条第一項若しくは第三項」に改め、同号二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十五条第一号ト中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項」を「第六十六条第一項」に、「若しくは第二項」を「若しくは第三項」に改め、同号チ及びブル中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第七号ロ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十二条第一号ハ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条第一項」を「第六十六条第一項」に、「又は第二項」を「若しくは第三項」に改める。

第三十三条第一項第二号ハの(1)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

## 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。